

家計応援商品券配布事業（家計にプラス たすカルチケット） 取扱店舗等募集要項

電力・ガス・食料品等価格高騰に直面する市民への生活支援を目的として、近江八幡市が発行する家計応援商品券（家計にプラス たすカルチケット、以下「チケット」という。）の取扱店舗等を募集します。

1. 取扱店舗等の申込資格

近江八幡市内に店舗等を有している事業者等

（中小企業者及び小規模企業者並びに個人事業主に限らない）

ただし、次の事業者は除きます。

- ・「7. チケットの利用対象とならないもの」のみを取り扱う事業者
- ・暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与している事業者

2. 申込受付期間

令和7年5月7日（水）～6月2日（月）

※ 当該期間の申込受付分を、チケット配布時に同封する取扱店舗等リストに掲載します。

※ 上記期間外の申し込みについては、市HPのみの掲載となります。

（受付期間後もチケット取扱期間内の随時お申込みは可能です。）

3. 申込方法

※令和6年度 家計応援商品券配布事業の登録事業者は、別途「意向確認ハガキ」の送付により申込を受け付けます。（令和6年度事業の登録内容に変更がない場合、以下の手続は不要です。）

【申込に必要なもの】

- ① 家計応援商品券配布事業 取扱店舗等登録申込書（別紙1）
- ② 市内に店舗等があることがわかる資料
※確定申告書の写し、開業届等店舗の所在、代表者がわかる書類
- ③ 暴力団排除に関する誓約書（別紙2）

上記の必要書類一式を提出ください。（6月2日必着 17:00 まで）

提出先

〒523-8501

近江八幡市桜宮町 236 番地

近江八幡市 総合政策部 市民生活・産業支援室

※ 様式は市ホームページからダウンロードできます。

※ 申込・登録料は不要です。

4. 申込後の流れ

- ・令和7年7月中旬以降に、「家計応援商品券配布事業取扱店舗等登録証」と別途作成する「家計応援商品券配布事業取扱マニュアル（登録取扱店用）」（以下「マニュアル」という。）、啓発用ポスター等をお送りします。

※令和6年度登録済事業者には「登録証」は送付しません。

- ・申込資格が無い場合など、登録が出来ない場合はその旨通知します。

5. 取扱店舗等の広報

- ・取扱店舗等リストを作成し、市内全世帯に送付するほか、市ホームページに掲示します。
- ・申込受付期間を過ぎて申し込みがあった場合は、市ホームページのみの掲示となります。
- ・チケットが利用可能であることを明示する店舗掲示用のポスター、ステッカーをマニュアル送付時に併せて配布する予定です。
- ・詳細は、マニュアルに記載します。

6. チケットの換金について

(1) 換金申請期間

令和7年9月8日（月）～令和8年2月27日（金）

※期間外の換金の依頼はできませんので、期日厳守をお願いします。

(2) 換金スケジュール

使用済みチケットの受付締め日を設け、原則週1回の支払い日を設定する予定です。（会計処理の都合により、週1回払いができない場合があります。）詳細はマニュアルに記載します。

(3) 換金手続き

回収したチケットと、換金依頼書を持参いただきます。詳細はマニュアルに記載します。

(4) 換金申請場所（予定）

近江八幡市文化会館、及び 産業経済部商工振興課（安土町総合支所2階）

7. チケットの利用対象とならないもの

- (1)出資又は債務の支払（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- (2)有価証券、金券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3)たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入（電子たばこや加熱式たばこを含む。）
- (4)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
- (5)土地若しくは家屋の購入、家賃、地代又は駐車料（一時預りを除く。）等の不動産に係る支払
- (6)現金との換金又は金融機関等への預け入れ
- (7)事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の支払
- (8)特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9)その他近江八幡市又は、各登録取扱店が指定するもの

8. その他留意事項

- ・取扱店舗等において利用期間内に限り利用可能です。
- ・現金との引き換え、釣り銭の支払いはできません。
- ・チケットには偽造防止対策が施してあります。お取引の際は十分にご注意ください。なお、盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対して、発行者（近江八幡市）は責を負いません。
- ・取扱店舗等において、チケットの利用対象としない商品を独自に定める場合は、予め、利用者が認識できるよう明示してください。

【家計応援商品券配布事業の概要】

名称	家計応援商品券配布事業
発行額（予定）	約 2 億 4,600 万円（見込み）
発行単位	チケット 3,000 円（200 円×15 枚）
額面	200 円
利用条件	1 枚 200 円の商品券として利用可
利用期間	令和 7 年 9 月 1 日（月）～令和 8 年 1 月 3 1 日（土）
換金期間	令和 7 年 9 月 8 日（月）～令和 8 年 2 月 2 7 日（金）
配布対象者	近江八幡市民 約 83,000 人（令和 7 年 6 月 1 日住基登録）

9. お問い合わせ・担当

近江八幡市 総合政策部 市民生活・産業支援室（担当：東、茶谷、大石）

Tel 0748-36—5589 e-mail 010501@city.omihachiman.lg.jp